

2007 年 4 月 19 日

「4・19 憲法をめぐる映画と講演の夕べ」で伊藤塾塾長・伊藤 真先生が「改憲動向と国民投票法案」と題して講演した。

改憲動向と国民投票法案 ～今こそ憲法を学ぼう～

(映画をみて)私たちのこの国、かつてはこんな国じゃなかったという感想を皆さん持たれたと思います。このことには2つの意味があります。かつては、今のようにこんなに平和な国ではありませんでした。60 年前までは戦争をし続けていた国だったのです。この(映画の)最初の方に、1931 の満州事変の話が出てきますが、実は明治政府になった 1874 から日本は 71 年間ずっとアジアに侵略をし続けています。1874 の台湾征伐から始まって、71 年間外へ侵略し続けているのです。そして、最後に、あのような悲惨な被害に遭いました。71 年間の加害者の歴史があって、そして太平洋戦争の末期に大変な被害を受けたのです。このように戦争をし続けてきたのが日本でした。



開会のあいさつをする藤澤組合長

それが、新憲法のもとで、戦争をしない国日本に 180 度変わりました。日本は、加害者になりまた被害者にもなった反省により、過去の戦争をし続ける国から、戦争をしない国日本に自分たちの意思で変えました。この国をそういう国にしてきました。それが一つの意味です。

もう一つは、今ほど憲法がないがしろにされてきた時代はなかった、かつてはこんな国じゃなかったという意味もあると思います。

この映像でも見たように、多くの国民が、何十万という単位で戦い続けてきました。戦い続けてきた結果が、今の私たちのこの生活ですし、今存在する 9 条にほかなりません。

政治家たちは、改憲発言はできなかった

以前、政治家たちは、国民の前で改憲の発言をすることすらできませんでした。よく政治家が、改憲はずっとタブー視されてきた、それはおかしいじゃないか、などと言います。別にタブーでも何でもありません。改憲の発言をしたら、選挙により、政治家の地位から引きずり降ろされてしまったのです。国民の意思がそんな政治家の改憲を許さなかったのであって、別にタブーでも何でもありません。それは国民のかたい意思の表れでした。



講演する伊藤真先生

このように、戦争で国民が戦い続け、政治家、保守系の政治家でさえ、戦争体験された方などは、絶対にこの9条は守り続けなければならないと主張する方が大勢いました。世界に誇るべき9条を私たちの先輩たちが守り続けてきたのです。

私は1958年の生まれです。私が2歳のころ、国会を取り囲み、樺美智子さんが亡くなった安保闘争がありましたが、それを私は知りません。勿論戦争も知りません。

人間には、経験しなければ分らないことがたくさんあります。でも、経験していなくても、理解しなければならないことはあるはずです。戦争を経験しなくとも、人間は人を殺してはいけないということに同意してくれると思います。戦争は人殺しです。ですから、人間は戦争をしてはいけないのです。「人間は戦争をしてはいけない」。これはある意味当たり前のことですが、それが今、当たり前とは言えない時代になってきました。

この映画の中でも、安保改定るとき政府が暴力によって国民の声を弾圧したというナレーションがありました。

先日の長崎市長の殺害事件があったとき、政治家はこぞって民主主義に対する挑戦だ、暴力で民主主義を抑圧することはいけないうと、したり顔で言いました。しかし、その国民の声を暴力で押し倒してきた、それを踏みにじってきたのは、いうまでもなく権力の側です。そういう歴史があったことを過去について何も知らない若い人たちに私は是非知ってほしいと思います。

警察官や自衛官の中には一生懸命お仕事をされている方が大勢います。でも、時には権力はとんでもない牙をむくことがあり、それが過去の歴史でした。そのようなことも含めて、こういう映画を見てきちんと真実を認識する、歴史的な過去の事実を知ることとはとても大切なことです。

日米両国2つの殺人事件から学ぶこと

先日、アメリカの大学で32人が亡くなった惨劇がありました。ああいう事件が起こっても、アメリカでは、銃を規制しようという話より、むしろあのときに大学の教室の中で武器を持っている人がいたら、犯人をすぐに撃ち殺すことができ、そうすれば被害がもっと少なかった。そういう声が強くなるそうです。しかし、私は、武器があるからあんな惨劇が起きると思っています。

この事件が、9条を持って戦争をしないわが国と、60年間20カ国に軍事侵攻し、戦争し続けてきたアメリカとの違い、180度価値観が違うことを表していると思います。

ああいう事件を見ると、本当に武器を持つことがいかに愚かなことか感じます。本来自分の身を守るはずの銃やピストルが、本来の使われ方ではなく、あのように人を傷つける

面でむしろ使われています。

ちょっと前の統計では、アメリカでピストルや銃による殺人事件の中で、正当防衛のため撃ってしまい、それで亡くなった方は3%、4%という数値です。これに対し、口論が高じて撃ち殺してしまったというのが圧倒的に多く29%です。口論が高じて撃ち殺してしまったのが、本来の使われ方である正当防衛の約10倍になっています。

この例からもわかるように、武器を持ち正しく使うことは大変難しいのです。口論が高じて、武器を持ってなければ、言い争い、殴り合い程度にはなったかもしれませんが、撃ち殺すことはなかったはずです。しかし、武器を持っていたがゆえに、撃ち殺してしまう結果を招いてしまうのです。私たち人間はそういう愚かな生き物だから、武器を持つことはやめましょう、としてきた歴史がわが国にはずっと昔からあります。そして、戦争放棄を定めた9条をあえて選択したのです。

9条を持って戦争をしない国と戦争し続けてきたアメリカと180度価値観が違う

武器を持つか持たないか、私たちは二つの中から選択することができました。自分たちの意思で、武器を持たない、その方がより平和で安全で幸せになれるという道を選択してきたのですから、今さらアメリカと同じような価値観になる必要は全くありません。

たまたま、上にあげたような二つの大きな事件がありました。それを見ると、暴力で物事を解決することの愚かさ、また逆に、私たちはそういう考え方を採らない証として9条を持っている意味を本当に強く感じます。

ああいう事件に際し、暴力で物事を解決してはいけない、としたり顔で言いながら、一方においては、国際紛争は軍隊をもって暴力で解決すると言う方がかなりいらっしやいます。しかし、これは全く矛盾しており、どうやって子供たちにその違いを説明するのでしょうか。

ここで、9条を変えてしまうと子供たちに「人殺しはよくない」と言えなくなります。「そんなこと言ったって、アメリカは人殺ししているでしょう。日本はそれに加担しているでしょう。」と子どもたちから言われてしまいます。今でも航空自衛隊はアメリカのコンバットを運び続けています。確かに、イラクから陸上自衛隊は戻ってきました。でも、航空自衛隊は、いまだにアメリカの兵隊を戦地に運び続けています。兵隊さんを運ぶだけだから戦闘行為をやっているのではない、復興支援の一環だと、政府側は説明します。しかし、わが国は立派に戦争に加担しています。

アフガニスタンでもそうです。インド洋に船を出し、500億円以上無償で油を提供しました。そして、それで補給された航空機などが空爆をして、アフガニスタンの民間の人たちを殺害しました。イラクでもそうです。残念なことですが、先ほどの映画の中で、ベトナム戦争に私たちは紛れもなく加担したとのナレーションがありました。ベトナム戦争で300万人の方が亡くなりました。これらの方々は、日本の基地から飛んでいったB52などの空爆、戦闘行為によって亡くなったのです。今でもアフガニスタン、イラクの皆さんたち

は、日本の国民のある意味では支援のもとで亡くなっているのです。私たちは、今でも戦争に加担している加害者であるという認識をもう一度しっかり持たないといけないと思います。

教育基本法はどう変わったか

去年(2006年)年末に教育基本法が変わってしまいました。映画にもありましたが、1946年に新しい憲法ができました。その新しい憲法の価値を実現するのは教育です。そこで、新しい教育基本法ができたのです。従来の教育基本法の前文に「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」とあります。日本国憲法の理想を実現するのはまさに教育であると前文の冒頭でうたわれていました。

そして、第1条には、「教育は、～個人の価値をたつとび、～自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と書かれています。これが教育の目的だとはっきり書いてあります。個人の価値を尊ぶ、一人一人を価値ある人間として大切にする。そして、自主的精神に満ちた国民を育成する、それが教育の目的だと、第1条の目的に書かれていたのです。

先祖がえりした新教育基本法

しかし、今度改定された新教育基本法では、まず前文が大きく変わっています。先ほどの憲法との関わりや憲法の理想を実現する箇所は一切なくなり、冒頭はこんな言葉で始まります。

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う」とあります。一番最初に出てくるのが国家です。一人一人の国民よりも国家をさらに発展させる。それが、新教育基本法の前文の冒頭に掲げられています。

そして第1条は大幅に変わり、先ほどの個人の価値を尊びとか、自主的精神に満ちた、がばっさり切り捨てられました。そして、第1条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」となりました。

国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民、簡単に言えば、国を支えるのにふさわしい国民を育成することが教育の目的となったのです。

旧教育基本法は、一人一人の個人の価値を尊び、一人一人が幸せになること、一人一人が大切なこと、それが教育の目的になっていました。しかし、改定された教育基本法では、国を支えるのにふさわしい国民の育成、国家の形成者として必要な資質を備えた国民を育成することが教育の目的になったのです。

旧教育基本法は、国民の一人一人を大切に

新教育基本法は国の発展と国を支える国民の育成

国家と国民の関係でとらえた場合、旧教育基本法は、一人一人の国民が大切に、そのために教育があるという考えでした。それが、新教育基本法は、国家が大切に、国の発展とその国を支える国民を育成するのが教育ですという考えに変わりました。国家と国民の関係を 180 度入れ替えたのです。

戦前はこの新教育基本法と同じ考えでした。国のために個人が犠牲になる、国のために死んでいく、それは素晴らしいことではないか。そういう教育を受け、強制され、多くの若者たちが戦争に突っ込んでいきました。

そのようなことはもうやめよう、国のための国民ではなく、あくまでも国民のための国家でしょうと、新憲法と旧教育基本法で、国と国民の関係を戦前から 180 度逆転させたのです。

自民党新憲法草案の本質

教育基本法の改定の次は憲法改正です。憲法で国家と国民の関係を逆転させる、そのことがいわば本丸で、自民党の皆さん方はそこへ突き進みたいわけです。

安倍総理は、自分の政権内で憲法を変えたいと言っています。安倍総理が目指す美しい国のモデルは、皆さんにお配りした「自民党の新憲法草案」に現れています。そこで、この草案を少し見ていきましょう。

この草案では、前文が今と全く変わります。前文 3 段の前半には、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」とあります。要するに、国や社会を愛情や責任感と気概をもって自分で守ることが書かれており、国防の義務や愛国の義務につながります。ここに出てくる責務とは責任と義務のことですから、まずは、国民に国防の義務と愛国の義務を課すことになります。それを共有し、その後で初めて、「自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実に図り」と出てきます。

まずは、国民に国を愛せ、国を守れと義務づけて、その後に自由、福祉、教育など出てくる価値序列になっています。

そして、そのことが、具体的な条文では、12条(国民の責務)にまた現れます。12条の後段には、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。」とありますが、この言い方に是非注目して欲しいと思います。そして、権利には義務が伴うというこの言い方に、絶対惑わされないで欲しいと思います。

権利には義務が伴うと言われると、どうしても、ああ、そうかなと思ってしまいます。また、自由には責任が伴うと思ってしまいがちです。ここで言いたいことは、国民には人権という権利を与えます。権利を保障するのだから、当然義務も負担してください。権利

ばかり主張するのでなくて、ちゃんと義務も負担してください。だって、権利と義務はセットですから、といった意味です。国民に人権は保障しましょう、そのかわり国防の義務、愛国の義務はちゃんと負担しなさい。そういったニュアンスです。

権利は権利、義務は義務

権利に義務は伴わない

しかし、権利に義務なんか伴いません。権利は権利で、義務は義務です。両者は全く別物であって、伴うことはありません。ここの言い方はまやかしです。

例えば、私が友達に1万円のお金を貸したとします。その友達がなかなか返してくれないので、1週間ぐらいたったときに、「おまえこの前貸した1万円返してくれ。」と、私は、その友達に金を返せと請求する権利を持ちます。その時に、借りた友達はお金を返す義務を負担します。私に権利があるときに、その相手である友達に義務が発生します。こちらに権利があるときに、その権利の相手方に義務が発生します。これはセットです。でも、私に権利があるからといって、私に何らかの義務がありますか。私には金返せという権利があるだけであって、義務なんかありません。

もう1つの例をあげましょう。例えば、私が量販店でテレビを買って1週間後に届けてくださいという権利があったとします。そのときに、私は10万円の代金を支払う義務を負担します。私には、テレビを届けてという権利があると同時に、代金を払う義務も私には発生しています。しかし、私に10万円の代金を払う義務が発生したのは、その権利に伴って発生しているのではなく、売買契約で代金払いますという約束をした結果、代金を払う義務が発生しただけであって、別に権利に伴って発生しているわけではありません。売買契約から義務が発生するだけであって別に権利に伴っているわけではありません。権利に義務が伴うということ、何となく、権利を持っている人は常に義務を負担しなければいけないと思ってしまいがちですが、そのような勘違いをさせるような言い方は本当にひどいと思います。

個人よりも国益

新憲法草案の欠陥

自民党の新憲法草案では、常に公益及び公の秩序に反しないようにと、公益や公の秩序が先にきています。その中でしか自由や権利は認められませんかとはっきり言っています。自由や権利よりも公益や公の秩序の方が上にきています。公の秩序や公益というのは国益です。国の価値や国の利益の方が上で、一人一人の個人の自由よりも、そちらの方が大切になっています。

このように、この新憲法草案は、個人と国家の関係でいえば、一人一人の個人が大切、一人一人の国民が大切というよりは、国防の義務や愛国の義務を課し、公益や公の秩序がまず前面に出てくる憲法観に立っています。現行の憲法とは国民と国家の関係が180度逆転しています。このことはこの憲法草案の根本的な欠陥と言っていいと思います。

改憲派の急先鋒である小林節先生という憲法学者がいらっしゃいます。私とは大の仲よしの教授ですが、この小林先生は憲法をとにかく変えたい、変えたいとずっと20年間ほど言い続けてきました。小林先生は、朝生テレビなんかにも時々出演されていたりしていました。その先生と私は、9条などの問題では真っ向から対立しますが、憲法観ではぴったり一致します。国家と国民の関係で、国家が先に来て国民がその下になるのはとんでもない、こんな憲法改正は絶対許さない、自分は改憲派だけれども、この憲法草案は憲法に対する冒涇であると小林先生は、大変な勢いで反対されています。

第2章9条「戦争の放棄」から「安全保障」へ

9条についてですが、今の憲法は第2章で「戦争の放棄」という章立てになっていますが、新憲法草案では、第2章「安全保障」とタイトルが変わっています。すなわち、日本の憲法から、象徴的な戦争放棄という条項がなくなっています。

次に各条項を見ていきましょう。今の憲法の9条1項は、そのまま横滑りで新憲法草案でもまるまる残っています。よく自民党の先生がこんなことを言います。「国民の皆さん、安心してください。日本は戦争放棄の国で平和主義の国です。9条はちゃんと残っています。」と。ここにも、結構国民だまされそうです。9条1項はそのまま残してしているから、戦争などするわけないでしょうと主張する政治家の方がかなりいます。

しかし、9条の1項の最後の方には、「国際紛争を解決する手段としては」という言葉がついています。この国際紛争を解決する手段というのは、侵略戦争という意味であると、国際法上や憲法学の通説では考えられています。

侵略戦争の放棄は世界の常識

すなわち、9条の1項は、侵略戦争を放棄するという意味の条文なのです。確かに、侵略戦争を放棄すること自体、それはそれで意味のあることでしょう。しかし、侵略戦争を放棄するというのは、1791年のフランスの最初の憲法にもそういう条項が入っています。ご承知のように、フランスでは、1789年にフランス革命が起こります。そのすぐ後に、1791年にフランスで最初の近代憲法ができて上がります。その1791年のフランス憲法に、侵略戦争は放棄すると、はっきり書いてあります。それ以降、侵略戦争は放棄すると規定する憲法はいろいろなところで採用されています。今でも、侵略戦争はしないとか、平和主義であるとうたっている憲法は120カ国以上あります。

ですから、侵略戦争をしないと言うだけではほとんど実効性がないのです。これまでの歴史を見ると、あらゆる戦争は、自衛のため、国防の名のもとで行われてきました。先ほどの映像に出てきたベトナム戦争だって、アメリカは、集団的自衛権の名のもと、自衛の戦争であるといっていました。先の日本の15年戦争だって自衛の戦争だと言って始まりましたし、ヒトラーだって最後まで国防のための戦争であると言い続けていました。このように、あらゆる戦争は自衛のための戦争、国防の戦争として行われてきたので、9条の1項だけではあまり実効性がないのです。

9条2項(戦争放棄、軍備及び交戦権の否認)の本質

そこで、今の憲法は、9条の2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定したのです。この条文が存在するから、一切の戦力を持てないし、国が戦争する権限も認められなくなり、侵略戦争だろうが、自衛戦争だろうが、名目を問わず一切戦争はしないことになるのです。2項こそが9条の本質であるということを、もう一度確認させてください。

新憲法草案では、この2項をあっさり削って、そのかわりに9条の2の規定が置かれました。9条の2(自衛軍)の1項には、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。」とあります。何が自衛軍の目的かということがずらっと書いてありますが、我が国の平和や独立、国の安全や国民の安全を確保することが自衛軍の目的であるということです。ここには、国民の安全が、最後に申しわけ程度に出てきているだけです。これはしっかり私たちは認識しておかないといけないところです。国民よりも国ですという価値観が、ここにも現れています。

軍隊は国民の命や財産を守らない

国を守るもの

このような講演の際はいつもお話ししますが、軍隊の本質は国民を守るものではありません。国を守るのが軍隊の本質であって、一人一人の国民の命や財産を守るものではないのです。その本質が、まさにこの条文にも現れています。

栃木の方の戦車隊にいて、いろいろな経験をされた司馬遼太郎さんは、軍隊は国民を守るものではないとまざまざと実感され、その著作の中で、そのことを述べられています。また、沖縄戦では、住民の4人に1人が犠牲になりました。兵隊さんは9万人、民間人は15万人の方が亡くなったそうです。そういう過去の歴史的な事実について述べた中で、やはり軍隊は国民を守るものではないと司馬さんは言っています。

そうは言ってみても、外国に攻められたとき自分の命や家族を守ってもらうために軍隊ぐらいないとだめなのではないかと思われる方がやはり何人かいらっしゃいます。そういう方に、私は、いつも必ず2冊の本を紹介しています。

自衛隊トップの本音

1冊は、「日本国防軍を創設せよ」という2000年に小学館文庫から出た本です。書かれた方は栗栖弘臣さんで、1970年代に自衛隊の幕僚会議の議長だった方です。制服組のトップだった方が退官されてから書かれた本です。

その本の78ページに、「今でも自衛隊は国民の生命、財産を守るものだ」と誤解している人が多い。政治家やマスコミも、往々にこの言葉を使う。しかし、国民の生命、身体、財産を守るのは警察の使命であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は、国の独立と平和を守るのである。この場合の国とは、我が国の歴史、伝統に基づく固有の文化、長い年月の間に醸成された天皇制を中心とする一体感を共有する民族、家族意識であ

り、決して個々の国民を意味しない。」と書かれています。これは本当にいい本ですね。やっぱり自衛隊のトップの人は違うなと思います。本質をちゃんと突いて、嘘つきません。

もう一冊は「常識としての軍事学」という中公新書ラクレで、潮匡人さんという方が書かれたものです。東大生も教わらない世界標準を知ろうなんて帯に書いてあったので、ついつい買ってしまいました。私は、軍隊反対という立場ですが、それでも常識ぐらい持っておきたいと思って、勉強のためもあって買い求めました。勉強になる事もいろいろ書いてありました。188 ページに、先ほどの来栖さんの本と同じ趣旨のことが書いてあります。先ほどは自衛隊でしたが、今度は軍隊についてです。「軍隊は何を守るのかと言いかえるならば、その答えは、国民の生命、財産ではありません。それらを守るのは警察や消防の仕事であって、軍隊の本来の任務ではないのです。ならば、軍隊が守るものとは何か。それは国家の至上価値、国体、伝統文化と言い直した方がよいでしょう」と。

私が言っているのではなくて、軍事評論家が世界の常識だと言っているのです。すごくありがたい本ですね。ですから、攻められたときにどうするのだ、守ってもらわないと怖いじゃないかという人たちには、この2冊の本を勧めています。

最初で誤解して、ボタンのかけ違いがあると悲劇です。自分を守ってくれるはずだと思って憲法改正賛成、軍隊賛成と投票したが、投票した後になって、何だ軍隊は自分たちを守ってくれないじゃないか、自分たちを戦車でひき殺して、皇居の方に行ってしまう、そこだけ守っているのはひどいではないかと、文句を言ってもしょうがないのです。だから言ったでしょう、これが世界の常識ですよと言われるのがオチです。

軍隊の文民統制は不可能

新憲法草案の自衛軍の9条の2の2項に、「自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」とあります。軍隊を国会の承認などで民主的にコントロールしようという趣旨の規定ですが、「国会の承認その他の統制」となっているので、その他でいいですよ、国会の承認なしに軍隊がいろいろ活動できます、国会の承認は要りません、ということになってしまっています。

続いて3項には、「自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか」とあります。ここでは、1つ目と2つ目がくせ者です。「法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」が2つ目の活動です。日本の自衛軍という軍隊が外国に出て行って何ができるかということが書かれているわけです。

そして、国連軍に参加したり、PKFに参加したり、集団的自衛権を行使したり、アメリカと一緒に軍事行動をとったり、日本の自衛軍が外国に出て行って何ができるかということについて、「法律の定めるところにより」となっており、法律に丸投げです。

ご存じのように、法律は、そのときの政権与党、多数派でいくらでも制定できます。今は、

自民党と公明党が強行採決すれば、日本の自衛軍をいくらでも外国に自由に派遣して、好きなように軍事行動をとらせることができます。この3項はそういう内容になっており、何の歯どめにもなっていません。

憲法は国会の多数決に歯止めをかけるもの

本来、憲法は法律でも決めてはいけないこと、国会の多数決の法律でもやってはいけないことにあらかじめ歯どめをかけたものです。それが憲法の役割です。その憲法が、このように法律にぽーんと丸投げしてしまつては憲法の役割の放棄、憲法の自殺になってしまいます。

3項の最後には、緊急事態における自衛軍の役割が3つ目として書いてあります。「公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動」とありますが、公の秩序を維持し、とあるので、デモ隊や国民の集会に対し自衛軍の銃口が向けられる可能性があります。先ほどの映像にあった安保闘争のとき自衛隊が後ろに控えていましたが、機動隊で止まってよかったと思います。もし、あのとき、軍隊が出てきていたら、大変な犠牲になったことでしょう。しかし、憲法改正により自衛軍ができれば、公の秩序を維持するという名目で、こういうところへの出動は可能になります。

軍隊ができれば徴兵制は簡単

この新憲法の中に徴兵制の条文はありません。これも政治家はよく言います。「徴兵制の規定ありませんから、国民の皆さん安心してください。」と。

でも、徴兵制は、軍隊さえ持てばいつでも法律で可能になります。今の私たちの憲法は、軍隊を持たない憲法なので、徴兵制は憲法違反になります。ところが、軍隊さえ憲法の中に規定すれば、いつでも法律で徴兵制は可能になります。ましてや、先ほど見たとおり、国防の義務、愛国の義務が国民に義務づけられているので、当然、徴兵制は法律でいつでも可能になります。

しかも、徴兵制は徴兵制の顔をしてやって来ません。ちょうど戦争が戦争の顔をしてやって来ないのと同じように、徴兵制も徴兵制の顔なんかして来ないと思います。

最初の段階では、最近の若い連中はたるんでいるじゃないか。そうだ、若者たちにボランティアを強制しよう。ボランティア法案などができて、若者たちにボランティアをさせる。ごみ拾いや勤労奉仕的なことを強制する。そんな法律がだんだんとでき、今度は地域で防災組織をつくってくださいといった法律ができ、上から防災組織を作れということが命令されて、地域ぐるみで防災、防犯組織をつくらされる。防災の訓練ですから参加してくださいと言われて、「ちょっと私行けません。そもそもそういう組織なんかに入りたくありません。」という声を出せる人が、果たしてどれだけいるのでしょうか。嫌だという声が出せなくなる雰囲気はどんどんでき上がっていきます。

このように、上からの命令でそういう組織ができ上がり、テロリスト対策も地域ぐるみで行い、あっという間にそれは自衛のための軍隊の予備軍みたいなものになっていきます。

そうして、徴兵制の入り口ができ上がっていくと思います。

公共の福祉の重要性

それから、もう一つぜひ指摘しておきたい条文があります。22条です。比較的マイナーなためあまり表に出てきませんが、とても大切な条文です。この22条は職業選択の自由を保障した条文です。新憲法草案の22条には、「何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」とあります。職業選択は文字どおり職業を選ぶことですが、営業活動する自由、会社などが企業活動する自由も、この職業選択の自由に含まれ、22条で保障されていると考えられています。

今の憲法とどこが違うかというと、今の憲法にある「公共の福祉に反しない限り」という言葉がなくなっている点です。「公共の福祉」という言葉が、今の憲法には4カ所出てきます。12条(自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任)、13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)、それから、この22条と29条(財産権の保障)と4カ所登場します。12条、13条に出てくる公共の福祉は、簡単に言えば、他人に迷惑をかけない限りという意味です。どんな人権にも他人に迷惑をかけてはいけませんという歯どめがかかります。それを、公共の福祉の範囲内で保障するという言葉で表しています。それが12条、13条の公共の福祉の意味です。

それとは別に、今の憲法は、22条と29条で、もう一度「公共の福祉」という言葉を使っています。ですから、22条の公共の福祉には、単に他人に迷惑をかけない限りという意味ではなくて、特別な意味があります。一言で言えば、弱者を守るために強者を制限するという意味です。弱い立場の者を守るために強い立場をあえて制限するという意味です。

22条は職業選択の自由、営業活動の自由、企業活動の自由ですが、29条は財産権の保障です。どちらも経済、お金に関する事柄です。22条も29条も経済的自由と呼んだりしますが、要するに、お金、財産に関する条文で、そこだけあえて公共の福祉という言葉をもう一度使っています。

どういうことかということ、自由主義、資本主義の経済だと、どうしても弱者・強者が出てきます。そのときに、自由競争だから好き勝手にいいとなると、あまりにも格差が広がります。そこで、弱い立場の者を守るために、強い立場の人にちょっと我慢してもらい強い方を制限する必要が出てきます。

例えば、地方都市や近郊に、大きなスーパーマーケットやショッピングセンターがどーんと出てしまうとします。そうすると、地域の商店街や駅前のお店などが店を閉じてしまうことになりかねません。そこで、その地域の商店街や駅前のお店を守るために、その巨大なスーパーマーケットの進出をあえて制限し、自由競争にあえて歯どめをかけることが必要になります。それがこの22条の公共の福祉という意味です。それをこの新憲法草案は取っ払ってしまっています。その趣旨は明らかです。どんどん自由競争してください、格差開いて万々歳という発想が、この憲法の根底にあるということです。極端な格差が開

かないように強い立場の方に歯どめをかけるのが、今の 22 条の「公共の福祉」であるという
ことを再度強調しておきたいと思います。

生存権を崩壊させる

逆に、格差社会での弱者を引き上げるのが 15 条などの生存権です。社会権と言われる
生存権などの条文が下から支えます。そして、上の方をちょっと押さえるのが、これまで
の 22 条の公共の福祉でした。しかし、新憲法草案は、その上の押さえを外します。自由競
争万歳、格差社会万歳、格差社会で金持ちがいるから世の中は発展するという発想です。
アメリカやイギリスはまさにそういう価値観です。日本の今の政府もそうです。格差はあ
まり開かない方がいいというのはドイツやフランスなどの価値観ですが、アメリカにくっ
ついてくる日本としては、格差はむしろいいことだという価値観に立つことになります。
少数の金持ちと大多数の貧乏人、それでいいじゃないか。少数の金持ちがどんどん金持ち
になることによって、下の方の貧乏人もちょっとずつ引っ張り上げられ、社会が全体的に
豊かになるからそれでいいという発想です。そのことが新憲法草案の 22 条に現れていま
す。これが 3 つ目の特徴です。格差社会はさらに増強され、弱い立場に立つ憲法でなくな
っています。

与党が憲法を変えやすくする危険性

それから、最後に、もう 1 点だけ確認をさせてください。96 条です。ここは憲法改正の
条文ですが、この条文を新憲法草案はどう変えようとしているのか確認しておきましょう。
新憲法草案では、「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院
の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない
い。」となっています。

ここの部分で何が変わったかという、今の憲法は、国会の総議員の 3 分の 2 が賛成しな
ければ、国会は発議ができません。それを過半数にしました。これがまず 1 点目です。

それから、今の憲法では、国会が憲法改正の発議をするときには、衆議院の 3 分の 2 と、
参議院の 3 分の 2 と、双方とも 3 分の 2 を取らないと国会は発議ができないことになっ
ています。ところが、新憲法草案の条文では、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき各議
院の総議員の過半数の賛成でとなっているので、読み取り方によっては、片一方でオーケ
ーですよということになってしまうおそれがあります。しかも過半数ということなので、
衆議院で与党が過半数を取っていれば、その過半数だけで強行突破して発議をし、その後
は国民をうわーっと盛り上げて過半数の賛成を得てしまえば、それで OK となっていま
す。ですから、ここの改正がもし通ってしまったら、憲法改正が、かなり頻繁にいろ
ろな形で行われる可能性があります。そのときどきの政権が好きなように改正をし始める
危険性を多分にあります。

国民が望んでいなかった国民投票法

ところで、憲法改正の手法は、今までこの国にはありませんでした。当然です。国民が憲法を改正したいという意思を持ってこなかったからです。立法の不作为でも何でもありません。国民が改正しようという意思を持ってこなかったから、国民投票法がなかっただけのことであって、別にそれは国会の怠慢でも何でもなく国民の意思の現われです。

さて、今回、議員立法の形で国民投票法案が衆議院を通過してしまいました。今、急いでこの法律を制定したいというのは、この新憲法草案を何とか通したいという政治家の皆さんの考えの現われです。目的は、1点、9条の改正です。

私は新憲法草案の問題点をここでいろいろ指摘しましたが、これは、ある意味、削りしろみたいな形で出している可能性もあります。あえてとんでもない案を出してきて、民主党の方から攻撃され、また国民から批判されたときに、わかりました、じゃあそこは譲りましょう。そこは譲りますが、民主党さん、あなたたちだって国連軍に参加するような軍隊はあった方が好いでしょう。その9条だけはちょっと譲れません。軍隊をつくることだけは譲れません。あとは全部譲りますから、軍隊つくる9条、ここだけは何とか妥協してくださいと、いわば妥協するための削りしろとして出してきた可能性が多分にあり得ます。

特に、民主党の枝野さんなどは、やはり弁護士出身ですから、憲法観はぶれていません。憲法観は私と一緒に、憲法は国家に歯どめをかけるものである、個人を守るために国家を拘束するものであって、国民に対して義務づけるといった考えはとんでもないという理解を彼はきちんとしています。ですから、自民党の新憲法草案を彼も攻撃したりしますが、自民党の政治家は、そこはそのとおりです、おっしゃるとおりです、やはり憲法の構造は変えないようにしましょうと、その他は全部枝野さんに妥協する可能性があります。しかし、9条で軍隊を持つ、自衛軍を持つ、普通の国にするためにそこだけはきちんと、お互い調整して妥協して、3分の2にしましょうということになる可能性は十分あり得ると思います。

憲法を変えたいというその流れの一里塚として、国民投票法が去る4月13日衆議院を通過していったのです。この国民投票法にもいろいろな問題点が含まれています。

国民投票法の本質

自民党案と民主党案

今日お配りしたレジュメの最後のところに、憲法改正のための国民投票法案について少し触れておきました。当初、与党などは、5月3日までに何とかしてこの法案を作ると言っていたようですが、今のところこれはちょっと難しそうです。ただ、5月の中旬までには何とか通したいと、かなり強い意思、決意を持っているようです。

民主党もいろいろと与党案を批判したりしています。民主党案とこの与党案でかなり食い違っていますが、民主党の議員さんの話を聞いたりしていても、この与党案を修正する気

配はあまりない感じです。これは政局の問題で、私にはあまりよくわかりませんが、私が今の時点で得た情報では、もし民主党の修正案にちょっとでも乗って、衆議院通過した国民投票法案を修正してしまうと、また衆議院に戻さなければなりません。そうすると、時間がまた延びてしまい、政治日程との関係でそれはちょっと難しくなるそうです。ですから、参議院でも、十分審議したからというアリバイをつくってそのまま強行突破に近い形で進んでいってしまう危険性が十分あります。

国民投票法の問題点

(1) 一括か条文ごとか

レジュメに国民投票法案の個別的な問題点のところ、投票方式、発議の方式、一括か条文ごとかと書きましたが、ある程度のまとまりごとになっています。一条ごとではありません。では、どういうまとまりをつくるのかということは、この手続法には全く決まっています。ですから、どういうまとめ方をされるのかによって、全然意味合いが違ってしまいう可能性があります。

例えば、人権のところ、全部一まとまりにされ、新しい人権、プライバシー権などの人権を保障する条文を入れて、また、さっき話した公の秩序などについても入れてしまった場合、公の秩序は嫌だと言っても、プライバシー権などと一緒になって出てきてしまったら、国民はどう投票したらいいのか分らなくなります。ですから、ここはできるだけ細かくしないとイケません。

投票権者は、どうも18歳以上になっていきそうです。

(2) 周知期間

それから周知期間について、60日から180日以内となっていますが、これでは短いと思います。国民に周知徹底させないうち、例えば、わあ一っと盛り上がって興奮状態のときに投票に持ち込むことになりかねません。私は、冷却期間を置くという意味では、最低1年、できれば2年以上の期間がなければだめだろうと言いつけていますが、なかなか相手にしてもらえません。

というのは、憲法改正で国民投票にかけるのは、まず、国会が発議をした後国民投票にかけるというプロセスを経ますが、その際、政治家特に憲法を変えたいと考えている人たちは、何をやるかわからないからです。アメリカは、日本に、いわばアメリカの二軍や下請みたいなことをさせたいと考えています。日本の若い青年たちをいいように使いたい、日本の軍隊、お金をいいように使いたい。これは基本的にアメリカの発想なので、9条は何としても変えたいという思いが強くアメリカにあります。そうしたら、アメリカは何でもやります。

何をやるかわからない

何でもやるというのは、国民がこれは大変だ、国を守るためには軍隊なければならないという状況をいろいろな形で作り出すということです。そういう工作活動はアメリカのお手の物だし、歴史が何度もそういうことをやらせています。例えば、東京のどこかで何かが起こるかわからない。どこかの国がミサイルを飛ばすかもわからない。どこが飛ばしたかわからないミサイルが降ってくるかもしれない。そういう危機感を政府側がしており、また、マスコミ・新聞なども上手に利用しており、やはり自前の軍隊を持って、ミサイルが飛んできたら撃ち落とすぐらい当たり前でないか、アメリカ軍と一緒に自分のこの国、私たちを守るためにはやはり軍隊がないとダメだというふうにみんなで盛り上がり、その熱狂的な中で一気に国民投票ということになりかねません。ですから、与党の案では、一度立ちどまって冷静に考える期間としては短過ぎると思います。

（３）投票運動の規制 公務員や教育者は不可

それから、レジュメの４番にある国民投票運動に関する公務員や教育者に対する規制がいろいろ新聞などで報道されていますが、この問題については一度自民党は妥協したのです。国家公務員法に政治活動した場合は犯罪になるとの規定がありますが、それを外すということで一応妥協したのに、またそれを復活させてしまいました。そのため、公務員も教育者も自由な国民投票運動ができないことになってしまいます。賛成だ、反対だということを自由に発言することが非常にやりにくくなります。罰則はありませんが、懲戒処分を受ける可能性はいくらでもあります。

ですから、学校の先生が、例えば、卒業式で自分の担任の子供たちに、「これから憲法改正があるかもしれないけれど、そのときにはしっかり考えてください。私は、この平和憲法は大切だと思うし、そのように君たちに教えてきたつもりだ。君たちの冷静な正しい判断を望む。」などと言ったら、教育者としての地位を利用して運動したということになって、懲戒処分の対象になってしまう可能性があるのです。ですから、先生たちは黙らなければならなくなります。小学校から大学の憲法の先生まですべてです。大学教授まで事実上萎縮してしまい、教育者としていろいろ発言することが封じられてしまう恐れがあります。そんな国で憲法改正してどうするのだという感じです。

（４）有料意見広告で大宣伝

それから有料意見広告について。私はこれも大変問題だと思っています。与党修正案では、投票日以前 14 日から規制されます。テレビのコマーシャルなどで、改正賛成派と改正反対派がばんばんと有料のコマーシャルを流します。憲法改正反対だ、賛成だとそれぞれがテレビ局にお金を出してコマーシャルを流します。しかし、与党案では、投票直前 14 日間は禁止となっています。

逆に言えば、それ以前はやりたい放題ということになります。テレビ局にお金を出して、

賛成派、反対派何れも自由にテレビコマーシャルで、自分たちの主張をどんどん流して構いません。何の規制もないのです。

しかし、私は、一切テレビコマーシャルは許すべきでないという立場です。人権が大切、とりわけ表現の自由は非常に大切だと普段いっている私ですが、テレビコマーシャルによる表現活動は一切禁止すべきだという立場です。

それには2つ理由があります。一つは、直前14日を禁止するのはいいのですが、それ以前が野放しになっています。その野放しの状態のところで、テレビのコマーシャルが国民の洗脳に使われてしまう危険性があります。テレビのコマーシャル、スポット広告ですから、そこでいろいろな映像が流されます。例えば、いろいろ攻撃され、軍隊を持たず、武器も持たない兵隊さんなどが万歳しているところに何かが飛んできて、反撃をしないとこんなになってしまいますといった映像ががangan流されたりしたとします。そういうのを見た若い人たちは、やはり軍隊持たないといけないと考えるようになります。それから、自衛官や軍隊の格好いい姿、若者たちが憧れそうな颯爽とした様子などをテレビでばんばん流します。やっぱり格好いい、そういう軍隊を持った国にならなければと感じるようなものを次から次と流します。そうすると、冷静な判断ができなくなります。いわばマインドコントロールに近い状況になってしまいます。これでは情報提供するよりは感情をコントロールすることになります。これでは表現の自由の話ではありません。このように感情に訴えかけるやり方はむしろ弊害の方が大きいのでそれは規制をすべきです。これが1つ目の理由です。

世論をカネで動かす

もう一つの理由は、資金力の問題です。9条を変えたい人のバックには財界がいます。もし憲法改正が発議されたなら、なりふり構わず大金をぶち込むでしょう。とにかく、莫大なお金がそこに投入されることになります。大体、30秒で500万円位かかるそうです。それをキー局だけでなく全国中に放映するとなると、1日で30億円はかかるという試算もあります。改憲派の皆さんは湯水のようにお金を出せるでしょう。しかし、それと比較し、9条を守りたい護憲派の方がどう見ても羽振りがよさそうには見えません。圧倒的な資金力の差で、そこに流される情報の差が出てしまったときに、これを公平な運動と言えるのでしょうか。

例えば、スイスは国民投票をしょっちゅうやっています。直接民主主義の国ですから。しかし、スイスでは、そういう国民投票の際のテレビコマーシャルは一切禁止です。国民投票を繰り返しやってきている先輩の国は、テレビコマーシャルの弊害の方が大きいからそれを禁止しているのです。この問題については、私たちがいろいろ言い、また民主党の国会議員にも働きかけ、ああ、なるほどということ民主党法案の方は一律全面禁止という案になりました。でも、自民党・公明党の案は今見てきたような形です。

(5) 20%の賛成で憲法は変わる

あとは過半数と最低投票率を設けるかどうかの問題です。今は最低投票率についての定めはありません。ですから、投票率がどんなに低くても、その有効投票の過半数で通ってしまうということになります。

例えば、投票率がこの前の都知事選は50%を超えるほどでした。その中で、有効投票は40%で10%は無効投票です。余計なことが書いてあれば無効投票になってしまいます。今お話している国民投票では○しかつけてはいけないことになっています。○しか書いてはいけないのに、ついつい勢いあまって戦争反対とか、9条を守ろうなどと投票用紙に書いてしまう人が必ずいます。でも、それは無効投票にカウントされます。そして、有効投票が40%だとすると、その過半数は20%です。有権者の20%の賛成で憲法は変わり、この国は軍隊を持つ国になってしまうのです。

最低投票率は必要

これはやはりおかしいのではないかと弁護士会や憲法学者100人以上が署名して、声明文を出したりしています。この前の朝日新聞のアンケート調査では、たしか国民の8割の方がきちんと最低投票率を設けないとおかしいのではないかと考えているという結果が出ていました。普通常識的に言って、国民が憲法を変えたというからには、少なくとも有権者の過半数が賛成しなければいけないと考えられると思います。

憲法の96条の条文が投票の過半数と書いてあるだけであって、有権者の過半数とは書いていませんが、最低投票率や得票率などいろいろな仕組みをつくることによって、有権者の実質的に過半数が賛成しているときだけしか改正は通りませんということにすることは可能になります。

憲法は変えないのが原則

憲法は変えないのが原則です。通常は硬性憲法といって憲法の改正をあえてやりにくくしているのです。先ほど見たとおり、96条は、国会の3分の2の発議、それから国民の投票の過半数の賛成が必要だとしています。憲法自体があえて憲法を改正しにくいようにしています。憲法自身が憲法を守るという意味で、このようなことを憲法保障という言葉で専門家は言い表しています。

憲法保障として憲法の体制をいかに守っていくのか。それが憲法の中に仕組みとして組み込まれています。その憲法保障の一つとして、改正しにくくしています。現状を維持するのが原則であって、それを変えるのはよほどの例外のときという考え方をとっています。よほどの例外として変えることができるだけですから、国民の意思が明確に出てきたときに変えましょうという仕組みです。

それならば、積極的に変えるべきだという人の意思が過半数であったときに初めて変わるというのが、国民主権の趣旨からする筋ということでしょう。憲法学者の大多数はそん

なふうに考えています。さき程の例のように有権者の2割ぐらいで変わってしまうのはやはりおかしいのです。

改憲派が否決されたら

改憲が万が一否決されたときに、絶対否決しなければいけないのですが、改憲派からすると、例えば20%ぐらいで否決されたときに、彼らは、たった国民の2割で否決しただけではないか。だから、9条の改憲に対して、自衛軍を持つことに反対という国民の意思は2割ぐらいしかなかった。だから、このまま解釈改憲を続いてもいいのだと必ず言い始めます。つまり、解釈改憲の正当化の根拠に使われます。

積極的に投票に来て反対の意思表示をした有権者は2割しかいなかったもので、あとの人は現状維持でいいということでしょう。だから、今のまま自衛隊も、解釈関係も続けますからね。それがこの前の国民投票の意思ですから、と使われる可能性が多分にあるのです。

ですから、明確に最低得票率を設けておくことは、どっちにせよ必要なことと私は考えています。

さまざまな問題点がある国民投票法案が強行突破されました。私は、このような反対意見があるのにもかかわらず十分な審議をしないで強行突破されてしまったことは本当に情けないことだと思っています。50時間ぐらい審議したと言っていますが、本質的な問題を徹底的に論ずべきだと思います。

学級崩壊状態の憲法改正調査特別委員会

私は昨年5月、憲法調査特別委員会に参考人として呼ばれました。そこで、この国民投票法案の要否について質問を受けました。自民党の高市早苗さんをはじめいろいろの方から質問されました。中にはとんでもない質問もありましたが、反対したり批判したりして、いろいろ議論をしてきました。

この調査会では、50人ぐらい座れるテーブルが部屋にありましたが、そこでまじめに議論に参加している人たちは、1割、2割いるかいなかったかでした。大多数は出たり入ったり、あるいは、ずっといかなかったりです。よく学級崩壊状態なんて言われますが、この調査会もそのような状況です。すーっといなくなってしまうのです。かなりの数がいなくなってしまう、審議らしきものは何もありません。また、人の話も聞かず下品なやじが飛んだりします。本当に国民の代表として実質的な審議を十分尽くしたとはとても言えません。そういう委員会なのです。ただ、時間だけはカウントされています。形式的な時間だけは経ましたと言われても、とても納得できるものではありません。そういう状態で、50時間審議しましたといって、あのように強行突破、強行採決されてしまうのです。

このやり方が、そっくりそのまま国民投票や憲法改正の本番で再現され得ると思います。民主主義はそれでいいと思っている人たちですから。民主主義がそれでいいと思っている人たちは、いざ国民投票になったときも、同じことをやらかすでしょう。

国民が声を上げることが大事

ですから、ここで、私たちが声を上げなければなりません。勿論、声を上げた結果、うまくいくかどうか分かりません。でも、声を上げて運動するなりして、私たちは意思を示すことが重要です。結果がどうであれ、私たちはそれに反対であるという意思を示して、国民がこんなに反対しているにもかかわらず強行突破した、この事実は何だというふうに、きちんと記録や歴史に残させることはすごく重要なことです。前にもあんなことやったじゃないか、だから今回だって危ないという教訓にもなり得ると思います。

そうして今、この国民投票法案が参議院で集中的に審議が行われようとしているところですが、ここでも実質的な審議が本当にできるのかどうかちょっと微妙なところです。

憲法の役割 多数派に歯止めをかける

憲法は、法律でも決めてはいけないこと、国会の多数決でも決めてはいけないこと、やってはいけないことを、あらかじめ頭が冷静なときに決めたものです。それを憲法という形で書いておきました。多数派に歯どめをかけて少数派の権利を守っていくのが憲法のそもそもの存在意義です。

私たちは、物事を多数決で決めることをよくやりますが、ついつい多数決は結果が間違ってしまうこともあるし、多数の横暴になる危険性を多分に持っています。そのときどきの多数決はぶれてしまう可能性があります。情報操作に惑わされたり、ムードに流されたりで正しい判断ができないことがあります。そこで、いくらその時々多数決でもやってはいけないこと、奪ってはいけない価値をあらかじめ明確にしておきました。それが憲法です。

多数決でも奪ってもいけない価値のことを人権といいます。多数決でもやってはいけないこととして、私たちの憲法は戦争というものを明確にしました。そのときどきの国会の多数決でも奪ってはいけない価値、やってはいけないこととして、人権と戦争という形で、多数派が支持した国家権力に歯どめをかけているのです。

安倍さんや小泉さんが一人で好き勝手なことやっているのではないのです。彼らを国民の多数が支持しているのです。国民の多数派が支持して小泉政権ができたわけです。引き続き国民の多数派が支持して安倍政権になり、東京都民の多数派かどうかしらないけれども石原さんが都知事になるのです。しかし、多数派が支持した政治権力であったとしても、やってはいけないことがあるといって歯どめをかける。それが憲法です。

そのときどきの多数派は、先ほど言ったように正しい判断ができない場合が多々あるからです。

私たちの先輩が始めてしまった15年戦争だって、国民の大多数は、みんな旗振って応援しました。大本営発表を信じ込まされて、みんなで後押ししてしまったわけです。9・11以降のアメリカ国民だって、圧倒的にあのイラク戦争を支持してしまいました。ヒトラーの時代のドイツだって、国民は熱狂的に支持してヒトラーを支えました。このように、私

私たちはついつい愚かなことをしてしまいがちです。ですから、憲法は自分たちに対する戒めなのです。人間は不完全で弱い生き物です。時にムードや雰囲気流されて間違ってしまうことがあります。そこで、あらかじめ憲法で歯どめをかけておこうとしたのです。多数派が支持した国家権力に歯どめをかけて、少数派を中心とした国民の権利や自由を守る。それが憲法の役割です。

憲法と法律はベクトルが異なる

憲法は国民から国家に対して歯どめをかけるものです。これに対し、法律は、国家から国民に対して自由を制限するものです。その図に書いたように、憲法と法律は向きが180度逆です。

実を言うと、私も以前はこのようなことも知りませんでした。図を入れる大学生になって法学部に行っても、憲法と法律の違いを説明できませんでした。ずっと私は、憲法は法律の親分だと思い込んでいました。民法や刑法や道路交通法などたくさんある法律の中で、この国の一番基本的で大切な法律が憲法であるとずっと思い込んでいました。私たち国民が守らなければならない最も基本的な法律が憲法だと20数年間ずっと思い込んでいました。でも、それが大間違いで、憲法は私たち国民が守らなければならない法律でも何でもないということを知ったときは、ちょっとショックでした。

私たち国民には、憲法を守る義務なんか少しもない、それが憲法の本質であるということを知ったとき、本当に驚きました。私たち国民にあるのは、国家の側にいる人たちに憲法を守らせる義務や責任です。憲法を守らせる側であって、守る側ではありません。法律は守らなければいけません。でも、この図にあるとおり、憲法は守らせる側なのです。

憲法は政府を監視する

それが、99条(憲法尊重擁護の義務)という条文にはっきりとあらわれています。ここには、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。公務員、政治家や官僚や裁判官に憲法を守れと押しつけているのであって、国民に憲法を守れとは一言も言っていません。

私たちがこの憲法をつくって、この憲法を政治家たちに守れと言っているのです。守れと言われてしまう政治家は窮屈なわけです。自分が好きなことをやりたい。自衛隊をイラクに行って戦闘行動させたいのにできない。だから、その歯どめを緩やかにしたいという改憲の主張が政治家の側から出てくるのは、ある意味当たり前です。つまり、改憲論議が政治家の側から出てくるのか、それとも国民の側から改憲論議が出てくるのかで、全く意味が逆になるのです。

憲法の核心 個人の幸福追求権の尊重

この憲法が一番大切にしている価値は、最初に申しあげました「個人の尊重」です。今の憲法の13条前段には、「すべて国民は、個人として尊重される。」とあります。一人一

人の人間を個として大切にする。それが何よりも大切であって、一人一人の個人が人間として幸せに生きていけるようにするために、国家は役割を果たすのです。決して国家のための個人じゃありませんということです。

この13条は、日本の憲法の一番大切な根本の価値です。私たち一人一人が幸せになることが憲法の中核価値です。そして、この「個人の尊重」には、一見相反するような二つの意味があります。一つは「人は皆同じ」で、もう一つは「人は皆違う」です。人は人として存在する限り皆同じ価値があります。しかし、だれ一人として同じ人間はいません。みんな違って当たり前、むしろ人と違うことはすばらしいというのが憲法の根本の価値です。

このように、人間としての一人一人を大切にする、人間尊重という考えが根本ですから、当然、戦争なんか許しません。一人一人の人間性を打ち砕くのが戦争だからです。

私たちの9条は、軍隊によって国民の命や財産を守れないということを60年前に気がつきました。これはすごいことだと思います。9・11テロも、またロンドンのテロも、軍隊を持っても国民の生命や財産を守ることはできないことを実証しました。でも、私たちの憲法は60年前にそのことに気がついて、軍事力によらないで国民を守るという立場をとったのです。一番現実的な方法は攻められない国をつくること。それが何よりもこの国にふさわしい現実的な国防のあり方だと考えたのです。

この国は、狭いところに人口が密集しており、また新幹線が全国走り回っています。さらに原発が50何基もあって、海岸線が入り組んでいます。どうやって軍事力によってテロから国民守るのですか。

軍事力ではテロから国民を守れない

軍事力をどんなに強固にしても、テロから国民を守れるわけがありません。ですから、もっと現実的にテロの標的にならないようにするのが何よりもこの国にとってふさわしい国防のあり方だと思います。

私は、9条は、ある意味で理想だと思っています。でも、一方において、この国に最もふさわしい現実的な規定だと思っています。9条があるからこそ、アメリカの要請を断ることができたのです。どんな無能政治家でも、アメリカが軍を出してくれ、自衛隊を出してくれと言われたときに、「申し訳ありません。わが国には9条があるので戦闘地域へ行けません。ごめんなさい」と言って、アメリカ軍の要請を断ることができたのです。

9条は有効・実効的な外交カード

もしその重要な外交カードである9条を捨て去ってしまったら、アメリカの要求を拒めるだけの力量のある政治家はこの国にいるのでしょうか。これまで、この9条は有効に機能してきました。アメリカなどから不当な要求があったときに、政治の道具としてうまく使えばいいのです。そういうものを捨て去ってしまうのは本当にもったいないと思います。

現実的なこの国の国防のあり方として、攻められない国をつくるようにするのは、それではどうすればよいのでしょうか。それぞれの国の本当に困っている人たちのところに

出かけて行って、その国が本当に求めていることを提供するのです。井戸が欲しいのか、医療が欲しいのか、作物のつくり方を知りたいのか、教育が大切なのか、本当に必要なものをしっかりと把握して提供していく。それこそが他国から信頼され、攻められない国をつくるおおもとなります。私はこれを積極的非暴力平和主義と呼んでいます。決して自分の国だけがよいという一国平和主義なんかではありません。紛争地域の紛争の原因をなくすために、日本は丸腰でそこに出かけて行って努力をする。その結果、その国から信頼されて日本は攻められない国になります。世界が平和になることが日本の平和につながるという考え方をとっているのです。

「脅威」は不信感から

そうはいっても、北朝鮮や中国は脅威だという人はやはりいます。北朝鮮や中国がなぜ脅威なのと聞いてみると、核ミサイル持っているから、軍拡しているから、などと答える人がほとんどです。しかし、核ミサイルを持っていることや、軍事を拡大していることが脅威だというならば、アメリカが世界最大の脅威のはずです。世界の軍事費の半分はアメリカが使っていますし、アメリカはどれだけ核ミサイル持っているかわかりません。でも、私たちはアメリカに対し脅威だとはあまり感じません。なぜでしょうか。アメリカとの間の信頼関係がそれほど崩れてないからです。脅威かどうかは、軍事力がどうかではなく、そこでの信頼関係があるかないかに本質があります。北朝鮮や中国を脅威だと感じる人がいたとしたら、それらの国との信頼関係が築けているという実感を持ってないからです。だから、やるべきことは、私たちが軍拡することではなく、そこでの信頼関係を築くような外交努力を必死になってすることです。そうすれば脅威ではなくなるはずですよ。

憲法前文は地球市民の幸福を希求

我々のは世界の宝

今の憲法前文の第2段落に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、と言っています。まさしく信頼関係こそが本質だと言っているわけです。英文では、ピースラビングピープルズという言葉を使っています。ピースラビングピープルズがどこの国にも必ずいる。そういう人たちと連携しながら、市民の連帯で、平和な信頼関係を築いていくと述べています。私たちの憲法は、この国だけがよければいいなんて少しも思っていないんです。

やはり前文の第2段落の最後のところに、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というフレーズがあります。私が一番好きなフレーズです。ここでは、日本の憲法なのに、全世界の国民がと言っています。普通の国の憲法は、われらは、日本国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を、と書きます。それをあえて全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、

平和のうちに生存する権利を有することを確認する、それを私たちは目指しますと言っています。こんな憲法見たことありません。普通の国の憲法は、その国のことしか考えていません。しかし、私たちの憲法は、国を超えた人類を考えて、その人類が平和に共存していけるようにするためには私たちは何やったらいいのか、一生懸命頑張りますから、と言っています。それが私たちの憲法の理念です。だから、私たちの憲法は世界の宝なのです。

この9条は、日本一国の国民にとどまらず、その上のレベルを考えています。もう一個次元が上なのです。どこにもない上の次元の憲法を普通の次元に押し戻してしまい、国を守るのだ、国を愛せよなんていうごく普通のありふれた憲法にってしまうのは、本当にもったいないと思います。

よくこんなことを言う方がいます。「9条があるにもかかわらず自衛隊という軍隊がある。理想と現実がこんなに食い違っているので、現実に合わせてあげなければいけない」と。その人たちに、私は必ずこう言います。じゃあ、あなた、14条(法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界)も変えるのですねと。憲法14条には、法の下での平等について書いてあります。しかし、世の中、全然平等じゃありません。差別もたくさんあります。それが現実です。でも、憲法14条は、法の下での平等であるべきだという理想を掲げています。理想と現実が食い違うことはいくらだってあります。

25条(生存権、国の生存権保障義務)だってそうです。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると書いてありますが、そのような生活を送れない皆さんたくさんいます。最低限度はクリアできても、健康で文化的と言われると、ちょっと危ないと思う人も結構います。でも、25条で述べていることが理想なのです。このように、理想と現実とは常に食い違います。

憲法だけじゃありません。例えば、刑法の235条に窃盗罪の規定があります。泥棒はいけないと書いてあります。刑法235条で泥棒をやっちゃいけないと書いてあります。でも、世の中に泥棒いっぱいいます。それが現実です。だからといって、泥棒少しぐらいいいですと刑法を変えるのですか。そんな馬鹿なことはありません。

法というのは、理想と現実が食い違うことがあることを前提に理想を指し示すものです。特に憲法はそうです。理想と現実が不一致だからこそ憲法の存在意義があるのです。もし一致してしまったら、憲法なんか要りません。理想と現実が不一致だからこそ、その理想の志に向けて私たちが一歩でも前に進む努力をすることを憲法は私たちに求めているし、私たちはそれに応えなければいけないと思います。

今を生きる人間の責任

今を生きる人間の責任があると思っています。この憲法を次の世代にきちんと伝えることです。きょうの映画にあったように、少なくとも私たちの先輩方は大変な努力をされてここまで持ってこられました。今、私たちが何もしないで、次の世代にこの憲法をとんでもないものにして引き渡してしまったら、今生きる人間としての責任を果たしていないこ

とになると思います。

今を生きる人間の責任を果たしたいと私は思うし、それから憲法を知ってしまった者の責任もあります。きょうの私の話なんか聞かなければよかったのです。家でぼーっとしていればよかったのかもしれませんが。聞いてしまった以上は責任がありますから、憲法とはこんなものであるとできるだけ多くの方に伝えてください。いろいろなお話をしてみてください。話題にすること、それが何よりも大切なことと思います。（拍手）

2007 年 4 月 19 日

法学館伊藤塾塾長 法学館研究所所長
伊藤 真